



Recycle いばらき

茨城県廃棄物再資源化指導センターニュース



Vol.27

MARCH 2020

茨城県廃棄物再資源化指導センター



行政ニュース

- ・ 食品ロス削減に関する最近の動き・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の期限内処理について・・・・・・ 2
- ・ 廃棄物処理法施行規則の改正事項等・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

再資源化指導センターニュース

- ・ 令和元年度産業廃棄物適正処理指導啓発講習会の開催について・・・・・・ 6

食品ロス削減に関する最近の動き

○ 食品ロス削減 基本方針案まとまる ～基本方針は、年度内に施行される見込み～

国では、関係省庁や有識者による会議を設置し、食品ロス削減推進法に基づく基本方針の検討を進めており、令和2年2月19日の会議において基本方針案が取りまとめられました。

この基本方針案には、食品ロス削減の問題を「理解」するにとどまらず行動に移すことが必要であり、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくことが、基本的な方向としてうたわれています。

また、国や地方公共団体は、具体的な行動を実践する消費者や事業者が増えるよう教育及び学習の機会の振興、普及啓発、事業者支援、フードバンク活動支援等に取り組むこととされています。

○ 県の取組

県では、廃棄物の減量を促進するため、以下のような啓発活動等を行い、食品ロス削減に係る県民・事業者の取組を推進しています。

① いばらき食べきり協力店の募集



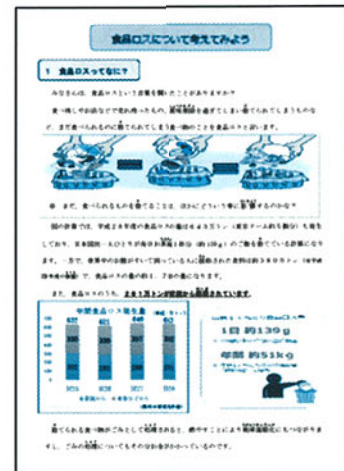
[R2.2.1現在152店舗が登録]

② 啓発資材の配付 (三角柱)



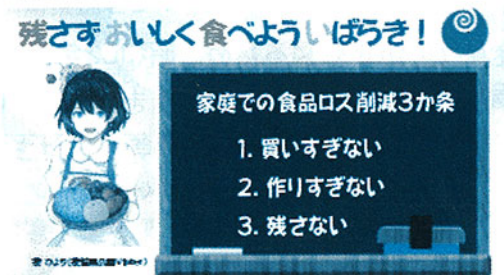
[飲食関係団体、協力店約5,000部配付]

③ 小学生用啓発資材の製作



[小学5年生対象。県のHPアップ。市町村教育委員会等を通じ児童に周知]

④ 啓発用マグネット



食品ロスを削減して豊かないばらきをつくりましょう!

[県内小学5年生約27,700名に配付]

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の期限内処理について

1 PCB廃棄物の種類と処分期限

PCB廃棄物は、下表のとおり、PCBの濃度により、高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物とに分類されます。

高濃度PCB廃棄物のうち、変圧器、コンデンサー等については令和4年（2022年）3月末までに、安定器、汚染物等については令和5年（2023年）3月末までに、また、低濃度PCB廃棄物については、令和9年（2027年）3月末までに処分することが法令で義務づけられています。

なお、令和元年12月の省令の改正等により、可燃性のPCB汚染物のうち、濃度100,000mg/kg（10%）以下のものについては、低濃度PCB廃棄物に分類され、無害化処理認定施設等で処理（処理期限：令和9年3月31日）することが可能となりました。

	高濃度PCB廃棄物		低濃度PCB廃棄物
PCB廃棄物の種類	PCB濃度5,000mg/kgを超える変圧器・コンデンサー等	<ul style="list-style-type: none"> PCB濃度5,000mg/kgを超える安定器及び不燃性の汚染物等 PCB濃度100,000mg/kgを超える可燃性の汚染物 	<ul style="list-style-type: none"> PCB濃度0.5mg/kgを超え、5,000mg/kg以下の変圧器・コンデンサー、安定器及び不燃性の汚染物等 PCB濃度0.5mg/kgを超え、100,000mg/kg以下の可燃性の汚染物等
処分期限	令和4年（2022年）3月31日	令和5年（2023年）3月31日	令和9年（2027年）3月31日
処理事業者	中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO） ※本県は北海道PCB処理事業所（室蘭市）（以下「JESCO」という。）で処理		無害化処理認定事業者等（全国39事業所）

2 PCB廃棄物（安定器）の掘り起こし調査

茨城県では、法令の定める期限内でのPCB廃棄物の処分漏れの防止を図るため、昭和52年（1977年）3月以前に建築・改修された建物等の蛍光灯などの電気機器に使用されて、そのままになっているPCB含有安定器について、令和2年度に掘り起こし調査を実施する予定です。調査票等が送付された場合や現地調査等の際には、御協力をお願いします。

3 PCB廃棄物の保管状況等の届出について

PCB廃棄物等を保管・使用している事業者は、PCB特措法の規定により、下表のとおりPCB廃棄物の保管状況等を県に届け出てください。

届出の種類	提出期限	届出先
保管及び処分の状況等の届出	毎年4月1日～6月30日	保管場所を管轄する 県民センター等
保管事業場の変更届出	変更後10日以内	
PCB廃棄物処分終了届出書	処分後20日以内	
承継の届出	承継日から30日以内	

※詳しくは環境省ホームページ「PCB特別措置法の保管状況等の届出様式等の記入方法」(<http://www.env.go.jp/recycle/poly/todokede/law/kisaiyoryo.pdf>)をご覧ください。

<PCB廃棄物の保管状況等の届出窓口一覧>

部署名	連絡先	管轄市町村
環境政策課 県央環境保全室 (県庁本庁舎1階)	〒310-8555 水戸市笠原町978-6 TEL：029-301-3047 FAX：029-301-3049	水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村
県北県民センター 環境・保安課 (県常陸太田合同庁舎1階)	〒313-0013 常陸太田市山下町4119 TEL：0294-80-3355 FAX：0294-80-3357	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町
鹿行県民センター 環境・保安課 (県鉾田合同庁舎2階)	〒311-1593 鉾田市鉾田1367-3 TEL：0291-33-6056 FAX：0291-33-5638	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
県南県民センター 環境・保安課 (県土浦合同庁舎2階)	〒300-0051 土浦市真鍋5-17-26 TEL：029-822-8364 FAX：029-822-9040	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
県西県民センター 環境・保安課 (県筑西合同庁舎2階)	〒308-8510 筑西市二木成615 TEL：0296-24-9134 FAX：0296-24-7813	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町

3 PCB廃棄物の処分について

(1) 高濃度PCB廃棄物

- ・ 処理期限が2年後（変圧器・コンデンサー等）又は3年後（安定器等）に迫っており、処理期限の直前は、受入が集中することが予想されます。早めに計画的な処分をお願いします。
- ・ JESCOに処分を委託する場合には、あらかじめJESCOに登録が必要です（使用中でも登録可能）。詳しくは、JESCO登録担当（03-5765-1935）までお問い合わせください。
- ・ 中小企業者等が高濃度PCB廃棄物を処分する場合、その料金が軽減される措置があります。一定の条件を満たす中小企業者等は70%、個人は95%が軽減されます。詳しくは、JESCO中小軽減担当（0120-808-534）にお問い合わせください。

(2) 低濃度PCB廃棄物

環境大臣が個別に認定する無害化処理認定事業者と都道府県及び政令市の長からPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物の処分業許可を得た事業者に委託することができます。許可業者については、環境省のホームページをご覧ください。

(<http://pcb-soukishori.env.go.jp/about/processing.html>)

廃棄物処理法施行規則の改正事項等

1 電子マニフェスト登録の一部義務化について

2020年（令和2年度）より、年間50トン以上のPCB廃棄物以外の特別管理産業廃棄物の排出事業者については、電子マニフェストの使用が義務付けられることとなります。

対象となる排出事業者は、JWNETに加入するとともに、特別管理産業廃棄物の処理委託先を電子マニフェスト対応業者への切り替えをお願いします。

参考：環境省HP

(http://www.env.go.jp/recycle/waste/laws/kaisei2017/faq_mani.html)

2 産業廃棄物管理表交付等状況報告について

行政への報告期限は、毎年6月末日となっていますので、排出事業者の方は遅滞なく提出願います。

※ 電子マニフェストを使用した分については、JWセンターが代理で報告を行うため、個々の報告は不要です。

参考：茨城県県民生活環境部廃棄物対策課不法投棄対策室HP

(<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/haitai/fuho/fuho-toki/manifest.html>)

3 産業廃棄物処理業にかかる優良認定について

産業廃棄物処理業の許可業者については、環境省通知（令和2年2月25日循環規発第2002251号）により、最初の許可を受けてから5年が経過した場合、当該許可の更新期限の到来を待たずに優良産廃処理業者として許可の更新を受けることができることとなりました。

参考：環境省HP

([http://www.env.go.jp/recycle/waste/laws/kaisei2020~\(仮\)](http://www.env.go.jp/recycle/waste/laws/kaisei2020~(仮)))

↑環境省URLに掲載された場合は、記事に掲載。

令和元年度 産業廃棄物適正処理指導啓発講習会の開催について

令和2年2月21日(金)、茨城県庁講堂において71名の参加により「令和元年度産業廃棄物適正処理指導啓発講習会」が開催されました。

当講習会は排出事業者の皆様へ「産業廃棄物の適正処理や再資源化の取り組み」について啓発するため毎年開催しているものであり、講師に株式会社リーテムの浦出氏をお招きして、廃棄物管理のポイントを分かりやすくご解説頂きました。



【講習内容】

- 排出事業者責任 適正処理の更なる推進
- 廃棄物管理業務
 - 許可業者への委託
 - 契約管理
 - マニフェスト管理
- 事例による廃棄物管理のポイント
- 電子マニフェストの概要
- フロン排出抑制法の2020年度改正概要
- 廃プラスチック類の適正処理とリサイクル

茨城県廃棄物再資源化指導センターニュース
第27号
令和2年3月発行



茨城県リサイクル認定製品

コンセプト

茨城県の頭文字「い」をモチーフに、2つの矢印は製造加工されるリサイクル製品のあらゆる情報発信の役割を果たすイメージをデザイン化し、県民に親しまれ、愛され、安心・信頼され、豊かな自然(水・緑)に恵まれた環境にやさしい地域社会と生き生き共生し、未来に向けてリサイクル認定製品の普及啓発を図り、ますます発展・向上するイメージを力強く現しています。

発行

〒310-0852 水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル4階
一般社団法人 茨城県産業資源循環協会内

茨城県廃棄物再資源化指導センター

TEL 029-301-7100～7102
FAX 029-301-7103
HPアドレス <http://www.recycle-ibaraki.jp>